



Vol.212

2020

5

浅野税理士事務所

〒501-0441

岐阜県本巣郡北方町曲路 3-46

TEL: 058-320-3101 FAX: 058-320-3102

E-mail : asano-masahiro@tkcnf.or.jp

ホームページ : <http://asano-zeirishi.jp>

- コロナ危機を乗り越える支援策や助成金を活用し経済活動再開も視野に！
- コロナ対策として「持続化給付金」が追加されました！

## 所長メッセージ

3月下旬以降、コロナウイルスの影響で売上高が大きく落ち込む事業者の方が増え、1日に数件は資金繰りや雇用調整助成金の相談のお電話を頂くようになってきました。

本号もコロナウイルス一色の内容ですが、弊所は「親身なパートナーとして皆さまの繁栄に貢献する」ことを理念として事業を行っていますので、今回のような未曾有の危機に際しては、皆さまの事業の持続発展のため、皆さまに寄り添い、最大限の支援をさせて頂く所存でございます。日々、様々な支援策が出てきていますが、「自分はどの支援策を受けることができるのか?」「支援を受けるためにどのような資料を提出すればいいのか?」など疑問に思われることやお困りになっていることがございましたら、弊所担当者までお気軽にお問い合わせください。全てのお客様がこのコロナ危機を乗り越えられ、「あの時は大変だったね」と、数年後に一緒にふり返る日が無事に来ることを願っております。(浅野)

3月下旬以降、コロナウイルスの影響で売上高が大きく落ち込む事業者の方が増え、1日に数件は資金繰りや雇用調整助成金の相談のお電話を頂くようになってきました。本号もコロナウイルス一色の内容ですが、弊所は「親身なパートナーとして皆さまの繁栄に貢献する」ことを理念として事業を行っていますので、今回のような未曾有の危機に際しては、皆さまの事業の持続発展のため、皆さまに寄り添い、最大限の支援をさせて頂く所存でございます。日々、様々な支援策が出てきていますが、「自分はどの支援策を受けることができるのか?」「支援を受けるためにどのような資料を提出すればいいのか?」など疑問に思われることやお困りになっていることがございましたら、弊所担当者までお気軽にお問い合わせください。全てのお客様がこのコロナ危機を乗り越えられ、「あの時は大変だったね」と、数年後に一緒にふり返る日が無事に来ることを願っております。(浅野)

## コロナ危機を乗り越える支援策や助成金を活用し経済活動再開も視野に！

新型コロナウイルス感染症の影響は世界情勢からみても長期化が予想されます。大きな影響を受けている事業者の方々が、この状況を乗り越え事業を継続するために、国、県などは多くの支援策を設けていますが、今回、今後の事業活動で活用できそうなものについて、下記HPからいくつかご紹介します。

経済産業省HP (<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>)

まず、業種別(飲食店・小売業・製造業・医療関係など)にご活用いただける支援策を案内した**業種別支援策リーフレット**(<https://www.meti.go.jp/covid-19/leaflet/index.html>)が掲載されています。支援策のうち主なものとして、資金繰り対策や持続化給付金、雇用調整助成金、各種税金の猶予などが記載されています。資金繰り対策については、**資金相談特設サイト**が設けられていますが、前年同月比でどれくらい売上高が減少したかによって使える資金繰り支援策が異なりますので、融資を検討の際はご確認下さい。

また、店舗営業の自粛・休業に伴い経済活動が大幅に縮小されていますが、**経済活動の再開後**、設備投資や販路開拓、IT導入による効率化などに取り組んでいく事業者を優先的に支援する施策も設けられています。今回、「通常枠」に加え、コロナの影響を乗り越えるために**前向きな事業活動を行う事業者**を対象に「**特別枠**」が設けられています。

・「ものづくり補助金」新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【通常枠】補助上限：1,000万円 補助率 1/2 【特別枠】補助率 2/3、

・「持続化補助金」小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【通常枠】補助上限：50万円 補助率：2/3 【特別枠】補助上限：100万円 補助率：2/3

・「IT導入補助金」ITツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】補助上限：30～450万円 補助率：1/2 【特別枠】補助率：2/3

**テレワーク導入に関する費用** ハードウェア(PC、タブレット端末等)の**レンタル**も対象に

コロナ対策は自粛明けから経済活動が戻るまでの長い戦いです。経済産業省以外にも様々な支援策が設け

られており、日々情報が更新されています。弊所からもタイムリーな情報発信に心がけますが、疑問、不安などは担当者までご連絡いただき、この危機の出口を見つけたいと思います（小川）

## 新型コロナウイルス対策として「持続化給付金」が追加されました！！

新型コロナウイルス感染症拡大による新たな対策としていろいろな制度が打ち出されています。そのうち、「持続化給付金」とは、感染拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対して、再起の糧としていただくための**事業全般に広く使える給付金**です。

給付金額は法人が最大200万円、個人事業者の場合は最大100万円となります。計算方法は下記の通りです（ただし、昨年1年間の売上から減少分を上限とします）。

減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入） - （前年同月比 50%月の売上×12ヶ月）

<例> 2019年の総売上が1200万円で、月別の売上が下記の法人の場合

	1月	2月	3月	...
2019年	100万	100万	150万	
2020年	90万	80万	70万	
前年同月比	約10%減	約20%減	約53%減	



\* 1200万 - 840万（70万×12ヶ月） = 360万 この場合、**最大200万円**の給付が受けられます。

また、持続化給付金の支給対象となる事業者は以下のような方です。

### ①新型コロナウイルスの影響により、売上が前年同月比で**50%以上**減少している者。

2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

法人の場合は、(1)資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、

(2)上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などについては特例があります。

一度給付を受けた方は、再度申請することができません。

申請に必要な資料等は、住所や口座番号（通帳の写し）に加え、以下のようになります。

「法人の方」... 法人番号 2019年の確定申告書類の控え 減収月の事業収入額を示した帳簿等

「個人事業主の方」... 本人確認書類、 は法人同様

申請は Web での申請が基本となり、「持続化給付金の申請用ホームページ」と検索し、いくつかの手続きを行うことで申請可能となります。

なお、「持続化給付金」は補正予算成立後、1週間程度で申請受付が開始されます。支給対象となるかどうかは巡回監査時にお伝えしますが、手続き書類等につきましてはお気軽にご相談ください。（八幡）

## ひとりごと

緊急事態宣言の対象が全国に拡大され、岐阜県や愛知県は特定警戒都道府県にも指定されています。小学校等も休校が5月末まで延長となり、ゴールデンウィーク前から公園等も閉鎖しているところが多くなりました。

コロナウイルスの感染拡大を防止するためにはやむをえませんが、子供の運動不足が心配です。スポーツ庁の「子供の運動あそび応援サイト」に家庭でも行えるスポーツや運動を紹介しているサイトが掲載され、YouTubeでも自宅で楽しめる遊びの様々な動画が公開されています。

ゴールデンウィーク中はそのようなサイトを参考にして自宅で子供と一緒に体を動かすようにしたいです。（児島）

